
平成21年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び監査実施期間	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査結果の概要	8
(1) 財務に関する監査の指摘事項	8
(2) 事務に関する監査の指摘事項	9
(3) 部局別件数	10
(4) 監査所見	11
第3 部局別の指摘事項	14
○ 総務部	14
(1) 財務に関する事項	14
[収 入]	14
① 徴収に努力を要するもの	14
○ 企画部	14
(1) 財務に関する事項	14
[支 出]	14
① 給与が過不足払いとなっていたもの	14
② 賃金が不足払いとなっていたもの	15
③ 支払い遅延により不経済支出となっていたもの	15
○ 文化環境部	15
(1) 財務に関する事項	15
[支 出]	15
① 給与が過払いとなっていたもの	15
② 賃金が不足払いとなっていたもの	15
○ 福祉保健部	15
(1) 財務に関する事項	15
[収 入]	15
① 徴収に努力を要するもの	15
② 債権債務関係の整理が必要がなもの	16
[支 出]	16
① 給与が不足払いとなっていたもの	16
② 旅費が不足払いとなっていたもの	16

③ 支出負担行為が遅れていたもの	17
④ 補助金の執行について改善を要するもの	17
⑤ 役務費の執行が適正でなかったもの	17
⑥ 委託料の執行が適正でなかったもの	17
[契 約]	17
① 契約事務が適正でなかったもの	17
[財 産]	17
① 物品の管理が適正でなかったもの	17
○ 農林水産部	18
(1) 財務に関する事項	18
[収 入]	18
① 徴収に努力を要するもの	18
[支 出]	18
① 給与が過不足払いとなっていたもの	18
[財 産]	19
① 公用車両の利活用が図られていなかったもの	19
(2) 事務に関する事項	19
① 公舎入居手続きがなされていなかったもの	19
○ 観光商工部	19
(1) 財務に関する事項	19
[収 入]	19
① 徴収に努力を要するもの	19
[支 出]	19
① 給与が不足払いとなっていたもの	19
② 支出負担行為が遅れていたもの	20
[財 産]	20
① 物品の管理が適正でなかったもの	20
○ 土木建築部	20
(1) 財務に関する事項	20
[収 入]	20
① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	20
② 徴収に努力を要するもの	20
③ 国庫補助金の早期受入を要するもの	21
[支 出]	21
① 給与が過不足払いとなっていたもの	21

[契 約]	21
① 一括契約を検討する必要があるもの	21
[財 産]	22
① 公用車の利活用が図られていなかったもの	22
(2) 事務に関する事項	22
① 証紙の消印等がなかったもの	22
○ 病院事業局	22
(1) 財務に関する事項	22
[收 入]	22
① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	22
[支 出]	22
① 給与が過不足払いとなっていたもの	22
② 旅費が過払いとなっていたもの	23
③ 消費税の修正納付に伴い加算税が発生していたもの	23
[契 約]	23
① 契約事務が適正でなかったもの	23
② 指名競争入札手続きで留意する必要があるもの	24
③ 契約方法について改善を要するもの	24
④ 委託契約の内容が不適切であったもの	24
[財 産]	24
① 県有財産の利活用がなされていないもの	24
② 行政財産の使用許可手続、使用料の徴収を行っていなかったもの	24
(2) 事務に関する事項	25
① 診療報酬請求事務について努力を要するもの	25
② 貸借対照表等について修正を要するもの	25
○ 議会事務局	25
(1) 財務に関する事項	25
[支 出]	25
① 給与が過払いとなっていたもの	25
○ 教育庁	25
(1) 財務に関する事項	25
[支 出]	25
① 給与が過不足払いとなっていたもの	25
② 支出負担行為が遅れていたもの	26
(2) 事務に関する事項	26

① 職員が不適切に派遣されているもの	26
○ 警察本部	26
(1) 財務に関する事項	26
[支 出]	26
① 給与が過不足払いとなっていたもの	26
○ 各部共通	27
(1) 財務に関する事項	27
[収 入]	27
① 債権の管理と回収に努める必要があるもの	27

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

(1) 監査対象年度 平成21年度

(2) 監査実施期間 平成22年1月13日から平成22年8月26日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 収入事務の適正化と収入の確保について
- (イ) 需用費等の執行について
- (ウ) 委託業務の執行について

イ 事務に関する事項

- (ア) 指定管理者制度の効果等について
- (イ) 追録図書及び定期刊行物の利用等について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象 機関数	監査実施 機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	6	6	6	0
総務部	17	17	17	0
企画部	18	18	18	0
文化環境部	11	11	11	0
福祉保健部	26	26	26	0
農林水産部	36	36	36	0
観光商工部	13	13	13	0
土木建築部	26	26	26	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	8	8	5	3
病院事業局	7	7	7	0
議会事務局	1	1	1	0
教育庁	105	105	59	46
警察本部	45	45	38	7
その他の行政委員会事務局	4	4	4	0
合計	325	325	269	56

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室		水産海洋研究センター	平成22年 3月 9日 (" 4月 19日)
本庁各課	平成22年 7月 15日～7月 16日 (" 8月 11日)	水産海洋研究センター・石垣支所	" 6月 2日 (" 7月 22日)
消防学校	" 3月 9日 (" 4月 15日)	工業技術センター	" 3月 12日 (" 4月 9日)
総務部		文化環境部	
本庁各課	平成22年 7月 13日～7月 14日 (" 8月 13日)	本庁各課	平成22年 7月 27日～7月 30日 (" 8月 11日)
東京事務所	" 2月 9日～2月 10日 (" 3月 12日)	県民生活センター	" 3月 10日 (" 4月 13日)
自治研修所	" 3月 4日 (" 4月 13日)	計量検定所	" 4月 23日 (" 5月 11日)
名護県税事務所	" 4月 13日 (" 5月 10日)	県立芸術大学	" 5月 25日 (" 6月 9日)
コザ県税事務所	" 6月 24日 (" 7月 26日)	平和祈念資料館	" 3月 4日 (" 4月 9日)
那覇県税事務所	" 6月 16日 (" 7月 26日)	福祉保健部	
自動車税事務所	" 6月 15日 (" 7月 13日)	本庁各課	平成22年 7月 27日～7月 30日 (" 8月 12日)
宮古事務所各課	" 5月 18日～5月 19日 (" 6月 9日)	北部福祉保健所	" 4月 13日～4月 14日 (" 5月 10日)
八重山事務所各課	" 6月 1日～6月 2日 (" 7月 6日)	中部福祉保健所	" 3月 16日～3月 17日 (" 4月 16日)
企画部		南部福祉保健所	" 3月 16日～3月 17日 (" 4月 12日)
本庁各課	平成22年 7月 13日～7月 16日 (" 8月 9日)	中央保健所	" 3月 16日～3月 17日 (" 4月 7日)
海洋深層水研究所	" 2月 12日 (" 3月 17日)	宮古福祉保健所	" 5月 18日～5月 19日 (" 6月 2日)
畜産研究センター	" 2月 25日 (" 3月 16日)	八重山福祉保健所	" 6月 3日～6月 4日 (" 7月 14日)
農業研究センター	" 4月 22日 (" 5月 17日)	県立看護大学	" 5月 28日 (" 6月 10日)
農業研究センター・名護支所	" 4月 15日 (" 5月 26日)	浦添看護学校	" 6月 15日 (" 7月 26日)
農業研究センター・宮古島支所	" 5月 21日 (" 6月 10日)	女性相談所	" 3月 3日 (" 4月 7日)
農業研究センター・石垣支所	" 6月 4日 (" 7月 7日)	若夏学院	" 3月 10日 (" 4月 19日)
森林資源研究センター	" 2月 26日 (" 3月 19日)	中央児童相談所	" 5月 13日～5月 14日 (" 6月 9日)

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
コザ児童相談所	平成22年 5月14日 (" 6月 8日)	栽培漁業センター	平成22年 4月14日 (" 5月14日)
身体障害者更生相談所	(" 3月 3日 " 4月 8日)	水産業改良普及センター	(" 3月10日 " 4月20日)
総合精神保健福祉センター	(" 3月 9日 " 4月12日)	観光商工部	
衛生環境研究所	(" 3月11日 " 4月23日)	本庁各課	平成22年 8月 3日～8月 5日 (" 8月13日)
動物愛護管理センター	(" 3月11日 " 4月23日)	大阪事務所	(" 2月 9日～2月10日 " 3月11日)
中央食肉衛生検査所	(" 3月11日 " 4月 9日)	具志川職業能力開発校	(" 3月12日 " 4月 9日)
北部食肉衛生検査所	(" 2月26日 " 3月24日)	浦添職業能力開発校	(" 3月12日 " 4月27日)
農林水産部			
本庁各課	平成22年 7月20日～7月23日 (" 8月12日)	土木建築部	平成22年 7月20日～7月23日 (" 8月 9日)
北部農林水産振興センター各課	(" 2月23日～2月25日 " 3月19日)	北部土木事務所	(" 4月13日～4月15日 " 5月14日)
宮古農林水産振興センター各課	(" 5月18日～5月21日 " 6月 9日)	中部土木事務所	(" 5月11日～5月13日 " 6月 8日)
八重山農林水産振興センター各課	(" 6月 1日～6月 2日 " 6月18日 " 7月14日)	南部土木事務所	(" 5月11日～5月13日 " 6月11日)
中央卸売市場	(" 3月 2日 " 4月27日)	宮古土木事務所	(" 5月20日～5月21日 " 6月 3日)
中央家畜保健衛生所	(" 6月18日 " 7月26日)	八重山土木事務所	(" 6月 3日～6月 4日 " 7月 6日)
家畜衛生試験場	(" 4月23日 " 5月12日)	中城湾港建設事務所	(" 4月20日～4月21日 " 5月25日)
家畜改良センター	(" 2月25日 " 3月16日)	下地島空港管理事務所	(" 5月20日 " 6月10日)
病害虫防除技術センター	(" 3月 5日 " 4月19日)	沖縄県ダム事務所	(" 4月20日～4月21日 " 5月25日)
中部農業改良普及センター	(" 3月 2日 " 4月16日)	下水道管理事務所	(" 4月11日～4月12日 " 6月 8日)
南部農業改良普及センター	(" 4月22日 " 5月12日)	下水道建設事務所	(" 5月14日 " 6月11日)
農業大学校	(" 4月15日 " 5月26日)	新石垣空港建設事務所	平成22年 6月 3日 (" 7月22日)
中部農林土木事務所	(" 5月26日～5月27日 " 6月 8日)	出納事務局	平成22年 7月 6日 (" 8月 2日)
南部農林土木事務所	(" 4月20日～4月22日 " 5月27日)		
南部林業事務所	(" 3月 5日 " 4月 8日)		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
企 業 局			
本庁各課	平成22年 6月28日～6月30日 (" 8月 3日)	石垣青少年の家	平成22年 2月19日 (" 3月24日)
石川浄水管理事務所	(" 3月 2日 " 4月 8日)	辺土名高等学校	(" 1月28日 " 2月16日)
西原浄水管理事務所	(" 3月 3日 " 4月15日)	北山高等学校	(" 1月29日 " 2月 3日)
病 院 事 業 局			
県立病院課	平成22年 7月 7日～7月 8日 (" 8月 2日)	名護高等学校	(" 1月28日 " 2月23日)
北部病院	(" 6月 8日～6月10日 " 7月23日)	宜野座高等学校	(" 2月 2日 " 3月 5日)
中部病院	(" 6月 8日～6月10日 " 7月15日)	石川高等学校	" 1月13日
南部医療センター・こども医療センター	(" 6月16日～6月18日 " 7月15日)	与勝高等学校	(" 1月14日 " 2月 2日)
宮古病院	(" 6月 8日～6月10日 " 7月23日)	与勝緑が丘中学校	(" 1月14日 " 2月 2日)
八重山病院	(" 6月15日～6月17日 " 7月15日)	読谷高等学校	" 1月19日
精和病院	(" 6月24日～6月25日 " 7月13日)	嘉手納高等学校	(" 1月15日 " 2月 3日)
教 育 府			
本庁各課	平成22年 8月 3日～8月 5日 (" 8月17日)	具志川高等学校	(" 1月20日 " 2月 2日)
国頭教育事務所	(" 2月23日～2月24日 " 3月24日)	球陽高等学校	" 1月26日
中頭教育事務所	(" 2月 3日～2月 4日 " 3月 2日)	普天間高等学校	(" 1月22日 " 2月 3日)
那覇教育事務所	(" 2月 9日～2月10日 " 3月 3日)	陽明高等学校	(" 1月13日 " 2月17日)
島尻教育事務所	(" 2月 2日～2月 3日 " 3月 3日)	首里高等学校	" 1月13日
宮古教育事務所	(" 2月17日～2月18日 " 3月 9日)	首里東高等学校	(" 1月19日 " 2月17日)
八重山教育事務所	(" 2月16日～2月17日 " 3月24日)	真和志高等学校	" 1月20日
実習船運営事務所	(" 2月 4日 " 3月 3日)	小禄高等学校	(" 1月22日 " 2月22日)
総合教育センター	(" 2月 3日～2月 4日 " 3月 2日)	宮古高等学校	(" 2月16日 " 3月 9日)
「糸満青少年の家」	" 1月15日	伊良部高等学校	(" 2月18日 " 3月16日)
宮古青少年の家	(" 2月16日 " 3月10日)	北部農林高等学校	" 1月29日
		南部農林高等学校	" 1月20日
		美来工科高等学校	(" 1月29日 " 2月 4日)

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
浦添工業高等学校	平成22年 1月14日 (" 2月 2日)	警察本部	
沖縄工業高等学校	" 1月15日 (" 2月15日)	本庁各課	平成22年 6月29日～7月 2日 (" 8月17日)
宮古工業高等学校	" 2月19日 (" 3月15日)	豊見城警察署	" 2月 5日 (" 3月 3日)
名護商工高等学校	" 1月27日 (" 2月23日)	糸満警察署	" 2月 5日 (" 3月 3日)
具志川商業高等学校	" 1月19日	与那原警察署	" 2月 5日 (" 3月 4日)
中部商業高等学校	" 1月26日	沖縄警察署	" 3月 4日 (" 4月 8日)
浦添商業高等学校	" 1月22日 (" 2月 2日)	うるま警察署	" 2月12日 (" 3月 8日)
南部商業高等学校	" 1月26日 (" 2月22日)	石川警察署	" 2月12日 (" 3月 8日)
島尻特別支援学校	" 1月14日 (" 2月 8日)	名護警察署	" 1月27日 (" 2月16日)
西崎特別支援学校	" 1月21日 (" 2月 8日)	本部警察署	" 1月28日 (" 2月 3日)
宮古特別支援学校	" 2月17日 (" 3月15日)	議会事務局	平成22年 8月 6日 (" 8月26日)
八重山特別支援学校	" 2月18日 (" 3月23日)	監査委員事務局	平成22年 7月 8日
泡瀬特別支援学校	" 1月21日 (" 2月 4日)	人事委員会事務局	平成22年 7月 7日 (" 8月27日)
桜野特別支援学校	" 1月27日		
那覇特別支援学校	" 1月21日	労働委員会事務局	平成22年 7月 6日 (" 8月 6日)
森川特別支援学校	" 2月 2日 (" 3月 4日)	選挙管理委員会事務局	平成22年 7月16日 (" 8月 9日)

注： 監査対象機関は平成22年4月1日現在で表記してある。ただし、指定管理へ移行した機関は「」書きで表記してある。

監査実施期日欄の()書きの日付けは、監査委員が監査対象団体に出向き実施監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成22年8月16日から8月26日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
企業局	久志浄水管理事務所、北谷浄水管理事務所、水質管理事務所
教育庁	県立博物館・美術館、県立図書館、埋蔵文化財センター、「名護青少年の家」、石川青少年の家、玉城青少年の家、本部高等学校、前原高等学校、美里高等学校、コザ高等学校、北谷高等学校、北中城高等学校、宜野湾高等学校、西原高等学校、浦添高等学校、那覇国際高等学校、開邦高等学校、那覇高等学校、那覇西高等学校、豊見城高等学校、豊見城南高等学校、南風原高等学校、向陽高等学校、知念高等学校、糸満高等学校、久米島高等学校、八重山高等学校、中部農林高等学校、宮古農林高等学校、八重山農林高等学校、美里工業高等学校、那覇工業高等学校、南部工業高等学校、八重山商工高等学校、那覇商業高等学校、沖縄水産高等学校、翔南高等学校、宮古総合実業高等学校、泊高等学校、沖縄盲学校、沖縄ろう学校、名護特別支援学校、美咲特別支援学校、大平特別支援学校、鏡が丘特別支援学校、沖縄高等特別支援学校
警察本部	警察学校、那覇警察署、浦添警察署、宜野湾警察署、嘉手納警察署、宮古島警察署、八重山警察署

注： 監査対象機関は平成22年4月1日現在で表記してある。ただし、指定管理へ移行した機関は「」書きで表記してある。

第2 監査結果の概要

監査に当たっては、収入事務の適正化と収入の確保、需用費等の執行、委託業務の執行、指定管理者制度の効果等などを重点事項として実施した。

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置が講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第3 部局別の指摘事項」に記述してある。

(1) 財務に関する監査の指摘事項

ア 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
徴収に努力を要するもの	15	税務課、青少年・児童家庭課、農政経済課、経営金融課、都市計画・モノレール課ほか21機関
債権債務関係の整理が必要なもの	1	高齢者福祉介護課
収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	1	住宅課
国庫補助金の早期受入を要するもの	1	港湾課
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
債権の管理と回収に努める必要があるもの	1	道路街路課ほか21機関
計	20	

イ 支出に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過不足払いとなっていたもの	27	土地対策課、県立芸術大学、中央保健所 農林水産企画課、具志川職業能力開発校、港湾課、北部病院、議会事務局、石垣青少年の家、刑事企画課ほか14機関
賃金が不足払いとなっていたもの	2	畜産研究センター、県民生活センター
支払い遅延により不経済支出となっていたもの	1	工業技術センター
旅費が過不足払いとなっていたもの	2	中央保健所、県立病院課
支出負担行為の整理が遅れていたもの	3	福祉・援護課、企業立地推進課、観光振興課、義務教育課
補助金の執行について改善を要するもの	1	福祉・援護課
役務費の執行が適正でなかったもの	1	若夏学院
委託料の執行が適正でなかったもの	1	薬務衛生課
消費税の修正納付に伴い加算税が発生したもの	1	県立病院課
計	39	

ウ 契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
契約事務が適正でなかったもの	3	コザ児童相談所、中部病院、県立病院課
一括契約を検討する必要があるもの	1	下水道管理事務所
指名競争入札手続で留意する必要があるもの	1	南部医療センター・こども医療センター
契約方法について改善を要するもの	1	南部医療センター・こども医療センター
委託契約の内容が不適切であったもの	1	県立病院課、八重山病院、宮古病院
計	7	

工 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
物品の管理が適正でなかったもの	2	中央児童相談所、企業立地推進課
公用車両の利活用が図られていなかったもの	2	農村整備課、宮古農林水産振興センター 家畜保健衛生課、中部土木事務所
県有財産の利活用がなされていないもの	1	北部病院
行政財産の使用許可手続・使用料の徴収を行っていなかったもの	1	中部病院
計	6	

(2) 事務に関する監査の指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
公舎入居手続きがなされていなかったもの	1	八重山農林水産振興センター農業改良普及課
証紙の消印等がなかったもの	1	八重山土木事務所
診療報酬請求事務について努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
貸借対照表等について修正を要するもの	1	県立病院課
職員が不適切に派遣されているもの	1	保健体育課
計	5	

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部局名	財務監査事項							事務監査 事項
	予算	収入	支出	契約	財産	工事	計	
知事公室								
総務部		2					2	
企画部			4				4	
文化環境部			2				2	
福祉保健部		6	6	1	1		14	
農林水産部		3	3		1		7	1
観光商工部		2	2		1		5	
土木建築部		5	4	1	1		11	1
出納事務局								
企業局								
病院事業局		1	8	5	2		16	2
議会事務局			1				1	
教育庁			5				5	1
警察本部			4				4	
その他の行政委員会事務局								
共通		1					1	
計		20	39	7	6		72	5

(4) 監査所見

ア 収入事務の適正化について

(ア) 収入未済額の縮減

一般会計及び特別会計の収入未済額は 193 億 6,446 万円で前年度より 0.1 % 増加し、病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は 18 億 5,182 万円で前年度より 3.2 % 増加している。

これらの収入未済額は多額で近年増加傾向にあることから、その縮減は財源の確保と公平の観点から極めて重要な課題である。

これまで各種未収金については債権管理マニュアルを作成し、徴収対策チームの設置、関係機関との連携強化、強制執行等の法的措置、民間債権回収会社の活用等による取り組みが行なわれてきた。

しかしながら、収入未済額縮減への取り組みは未だ十分とはいえないことから、今後とも滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を実施し、併せて効果的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努められたい。

なお、主な収入未済は下記のとおりある。

① 総務部

県税（個人県民税、自動車税等）

② 福祉保健部

母子寡婦福祉資金貸付金、児童福祉施設負担金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還金、心身障害者扶養共済事業費負担金

③ 農林水産部

農業改良資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、林業改善資金貸付金

④ 観光商工部

小規模企業者等設備導入資金、賃貸工場施設使用料

⑤ 土木建築部

県営住宅使用料、バス事業活性化資金貸付金、土地明渡強制執行原因者負担金

⑥ 病院事業局

医業未収金（診療費個人負担分）

⑦ 各部局共通（土木建築部、農林水産部、観光商工部、福祉保健部、教育庁、企業局、病院事業局）

県発注の工事に係る損害賠償金及び違約金

（イ） その他の収入事務

国庫補助金について概算払請求が可能であるにもかかわらず、請求を怠っていたものや、高齢者居室整備資金貸付金について県、財団法人、借受者との法的関係の

整理がなされず、債権債務関係が不明確なまま推移しているものがあった。

国庫補助金の請求事務を適切に行うとともに、法律関係が整理されないことなどから長期間放置されている債権については早急に適切な対応を行う必要がある。

イ 支出事務の適正化について

(ア) 給与等支出事務

職員手当、旅費の過不足払いの不適正事例があった。特に通勤手当と期末、勤勉手当が多く、期末、勤勉手当においては期間率（除算期間）の誤りによるもののが多かった。

その主な要因は、給与事務や旅費事務等の習熟度不足に起因するものであることから、研修等による事務能力の向上を図るとともに、認定時や支払い時における支給要件、勤務実態等の確認の徹底を図るなど、適切な事務処理に努める必要がある。

(イ) その他の支出事務

委託料や補助金に係る支出負担行為が遅れていたもの、実績報告書の提出がなく検査調書が作成されずに委託料の支出がされていたもの、バス回数券等を必要以上に保有し毎年度持ち越されているものがあった。

また、電気料金を期限内に支払わなかつたことから遅収加算額が生じたもの、消費税の修正納付に伴い加算税が発生し、不経済支出になっていたものがあった。

会計処理に当たっては、複数人による確認を行うなど適切な事務処理に努める必要がある。

ウ 契約事務の適正化について

委託契約において予算の裏づけのない長期契約（60ヶ月）を締結していたもの、特命随意契約の理由に乏しく入札等の方法による契約が適当と思われるもの、複数単価契約における入札手続きに検討を要するものがあった。

また、医業未収金に係る初期未納金回収業務委託契約において、回収額を上回る委託料を支払っていた事例があった。

契約事務に当たっては透明性、経済性の観点から随意契約を可能な限り競争入札に付すことを検討するとともに、委託契約における報酬算定については見直しの必要があり、適切な事務処理に努める必要がある。

エ 財産管理の適正化について

重要備品が財務規則に基づく手続きがないまま廃棄処分されているものや、備品台帳に登録されていない備品があった。

県有財産（建物）の利活用がされていない事例があった。

また、公用車両の年間稼働日数が少なく利活用が図られていないものや、行政財産の目的外使用許可について許可手続及び使用料の徴収がされていない事例があった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、財務規則、公有財産規則等に基づき、良好な管理と効率的な利活用に努める必要がある。

才 事務処理の適正化について

許可申請書に係る証紙に消印がなく証紙収納簿への登記がされていないものがあった。また、県職員の公益法人への派遣に当たって、適切な事務手続きがされていない事例があった。

関係法令に基づき適切な事務処理に努める必要がある。

県立病院の診療報酬請求事務におけるレセプトの過誤返戻率は、前年度に比べ 0.1 ポイント悪化していた。

診療請求事務の点検を強化するなど、改善に努める必要がある。

第3 各部局別の指摘事項

総務部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

○ 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ減少している。しかし、依然として収入未済額は多額なことから引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

					(円、 %)
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成21年度	99,868,244,599	95,275,398,297	378,203,244	4,233,285,255	95.4
平成20年度	111,446,040,063	106,673,811,053	423,351,197	4,352,545,820	95.7
対前年度比	89.6	89.3	89.3	97.3	—

(税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

○ 土地貸付料について、収入未済が多額で前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
----	-------	-----------	---------

土地貸付料	73,577,078円	9.4%	2.4%
-------	-------------	------	------

(管財課)

企画部

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

○ 定年退職から中断なく雇用されている再任用職員の6月期の期末・勤勉手当の支給に当たって、期間率を誤ったため125,641円が不足払いとなっていた。（土地対策課）

○ 通勤手当及び住居手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため合計35,300円が過払いとなっていた。
(畜産研究センター)

② 賃金が不足払いとなっていたもの

賃金の支給に当たって、週5日勤務の賃金職員の通勤費用相当額は、一律定額支給であるが、通勤距離2km未満の賃金職員に通勤費用相当額を支給していなかったため、61,180円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。
(畜産研究センター)

③ 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額145,510円が不経済支出となっていた。
(工業技術センター)

文化環境部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、別居している実母の扶養親族認定において、世帯の総収入額で算定すべきところを所得額で算定したため、扶養手当と期末手当が合計130,570円の過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。
(県立芸術大学)

② 賃金が不足払いとなっていたもの

賃金の支給に当たって、週5日勤務の賃金職員の通勤費用相当額は、一律定額支給であるが、通勤距離2km未満の賃金職員に通勤費用相当額を支給していなかったため、34,960円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。
(県民生活センター)

福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額に上っているもの、または増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事　項	収入未済額	調定額に 対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	303, 845, 349円	65. 8%	0. 8%
違約金及び延納利息	5, 265, 389円	85. 8%	1. 1%
		(青少年・児童家庭課、各福祉保健所)	
児童福祉施設負担金	134, 973, 066円	92. 8%	1. 9%
	(青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)		
児童扶養手当返還金	104, 122, 008円	97. 7%	1. 4%
	(青少年・児童家庭課)		
生活保護費返還金	111, 996, 110円	58. 3%	45. 3%
	(福祉・援護課、各福祉保健所)		
心身障害者扶養 共済事業費負担金	17, 930, 240円	63. 4%	2. 4%
	(障害保健福祉課)		

② 債権債務関係の整理が必要なもの

高齢者居室整備資金貸付金について、県、財団法人沖縄県老人クラブ連合会及び借受人の債権債務関係が不明確であるので、債権債務関係を早急に明確にする必要がある。
(高齢者福祉介護課)

[支　出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

再任用短時間勤務職員の自動車通勤に係る通勤手当の支給に当たって、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回以上の場合は、満額支給すべきところを100分の50減額したため、2名について各々33, 000円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。 (中央保健所)

② 旅費が不足払いとなっていたもの

旅費の支給に当たって、研修時に徴収される費用が室料のみの場合、その額に食事代を加算すべきところを、加算していないため70, 400円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。 (中央保健所)

③ 支出負担行為が遅れていたもの

国立戦没者墓苑清掃管理委託及び公衆用トイレ清掃管理委託の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

(福祉・援護課)

④ 補助金の執行について改善を要するもの

霊域清掃管理事業補助金等3件の補助金の執行に当たって、交付決定の時期が著しく遅れていた。

(福祉・援護課)

⑤ 役務費の執行が適正でなかったもの

バス回数券及びモノレール乗車カードを必要以上に保有しており、毎年度持ち越されていた。

(若夏学院)

⑥ 委託料の執行が適正でなかったもの

薬物乱用防止指導員活動事業委託及び幻覚性きのこ現場情報収集事業委託の執行に当たって、委託業務実績報告書の提出がなく、検査調書も作成されずに、支出されていた。

なお、執行管理が適切に行われなかつたのは、予算の執行担当者と受託者である協議会事務局員は同一人であったことによるものであり、内部のチェック体制を強化する必要がある。

(薬務衛生課)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

パソコン用コンピューターの賃貸借について、長期継続契約を締結するに当たって、定められた手続きによることなく契約が締結されていた。

(コザ児童相談所)

[財 産]

① 物品の管理が適正でなかったもの

重要備品であるパソコンコンピューター一式について、財務規則に基づく手続きがないままに廃棄処分されていた。

(中央児童相談所)

農林水産部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額のものが次のとおりあった。引き続き徵収に努力する必要がある。

事　　項	収入未済額	調定額に 対する割合	対前年度増減率
農業改良資金			
貸付金元利収入	543, 156, 795円	82.7%	△4.1%
違約金及び延納利息	83, 457, 625円	99.4%	0.0%
(農政経済課)			
沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	89, 885, 495円	63.8%	△6.1%
違約金及び延納利息	2, 103, 253円	29.7%	△25.0%
(水産課)			
林業改善資金			
貸付金元利収入	47, 895, 000円	85.2%	1.5%
違約金及び延納利息	238, 528円	43.3%	0.0%
(森林緑地課)			

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

○ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得金額の算定を誤ったため、扶養手当と期末手当が合計128, 020円の過払いとなっていた。 (農林水産企画課)

○ 再任用短時間勤務職員の自動車通勤に係る通勤手当の支給に当たって、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回以上の場合は、満額支給すべきところを100分の50減額したため、33, 000円が不足払いとなっていた。 (南部農業改良普及センター)

○ バスを乗り継いで通勤している職員の通勤手当の支給に当たって、自宅又は勤務公署からバス停留所まで徒歩で移動することが一般的である場合、運賃等相当額の算出基礎とすることはできないが、バスの乗り継ぎによる経路の認定をしたため、99, 440円が過払いとなっていた。 (北部農林水産振興センター農業改良普及課)

[財産]

① 公用車両の利活用が図られていなかったもの

公用車両の年間稼働日数（48日、10日）が少なく、その利活用が図られていなかったものが2台あった。
(農村整備課、宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 事務に関する事項

① 公舎入居手続きがなされていなかったもの

公舎への入居に当たり、入居手続きがなされていなかった。
なお、この事項については、指摘後是正されている。

(八重山農林水産振興センター農業改良普及課)

観光商工部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徵収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金 貸付金元利収入	4,145,395,266円	80.9%	8.2%
違約金及び延納利息	61,528,834円	98.9%	△0.1%

(経営金融課)

賃貸工場施設使用料	36,770,000円	19.8%	120.6%
-----------	-------------	-------	--------

(企業立地推進課)

[支出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、給与システムの入力の際、統柄を子供とするべきところを誤って兄弟としたため、子の特定期間に係る加算がなされず、その結果扶養手当と期末手当の合計153,875円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。
(具志川職業能力開発校)

② 支出負担行為が遅れていたもの

特別自由貿易地域物流支援事業補助金の交付決定をするとき及び国際観光戦略モデル事業の委託契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

(企業立地推進課、観光振興課)

[財産]

① 物品の管理が適正でなかったもの

サポートイング産業誘致型賃貸工場の共用機器CAD/CAMシステムに係る重要備品のソフトウェア及び備品のパーソナルコンピューター一式が、備品台帳に登録されていなかった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(企業立地推進課)

土木建築部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。平成21年度の収入未済額は前年度より7,338,415円増加しているため、県は債権管理の強化に努めるとともに、徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
県営住宅使用料	741,670,395円	13.5%	1.0%

(住宅課)

② 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額のもの及び増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
バス事業活性化資金 貸付金元利収入	880,912,000円	100%	0.0%

(都市計画・モノレール課)

土地明渡強制執行

原因者負担金	51,774,901円	100%	皆増
--------	-------------	------	----

(海岸防災課)

港湾施設使用料	1,114,332円	4.0%	皆増
---------	------------	------	----

(中城湾港建設事務所)

③ 国庫補助金の早期受入を要するもの

国庫補助金について、港湾改修費の概算払いが可能であるにもかかわらず、請求を怠っているものがあった。事業の進捗状況に合わせて適宜に請求する必要がある。

(港湾課)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

- 12月の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため31,722円が過払いとなっていた。また、管理職手当の支給に当たって1ヶ月間勤務していないにもかかわらず支給したため、42,415円が過払いとなっていた。 (港湾課)

- 特地勤務手当に準ずる手当及び時間外勤務手当の支給に当たって、臨時任用職員1名について、システム登録漏れにより、合計167,977円の不足払いとなっていた。

(八重山土木事務所)

- 12月の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、28,957円が過払いとなっていた。また、通勤手当の支給に当たって、2ヶ月間勤務実績がないにもかかわらず支給したため、46,860円が過払いとなっていた。

(下地島空港管理事務所)

- 再任用短時間勤務職員の自動車通勤に係る通勤手当の支給に当たって、平均1ヶ月当たりの通勤所要回数が10回以上の場合は、満額支給すべきところを100分の50減額したため、90,000円が不足払いとなっていた。 (中城湾港建設事務所)

[契 約]

① 一括契約を検討する必要があるもの

薬品の購入については、4箇所の浄化センター毎に調達している。

当該薬品を一括して入札、購入を行えば経済的な執行が可能と思われる所以、検討を要する。 (下水道管理事務所)

[財産]

① 公用車両の利活用が図られてなかったもの

公用車両の年間稼働日数（49日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

(中部土木事務所)

(2) 事務に関する事項

① 証紙の消印等がなかったもの

屋外広告物の表示等の許可申請書及び特殊車両通行許可申請書の受理に当たって、ちよう付されていた証紙に消印しなければならないが、消印が押されていなかった。また、証紙収納簿への登記がされていなかった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。 (八重山土木事務所)

病院事業局

(1) 財務に関する事項

[取入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成21年度末における医業未収金(個人負担分)は1,851,828,005円となっており、前年度末より56,711,043円(3.2%)増加していた。未収金の発生防止及び早期回収について一層の努力を要する。

(県立病院課、各県立病院)

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている

○ 12月期の勤勉手当の支給に当たって、休職期間の除算期間を誤ったため、91,912円が過払いとなっていた。

(北部病院)

○ 12月期の勤勉手当の支給に当たって、システムの入力を誤ったため、90,844円が過払いとなっていた。

(中部病院)

○ 単身赴任手当の支給に当たって、交通距離の算定を誤ったため、72,000円が不足払いとなっていた。

(中部病院)

- 離島診療所に勤務する職員について、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給するべきであったが支給しなかったため、合計757,128円が不足払いとなっていた。

(中部病院)

- 通勤手当の支給に当たって、4月異動時に認定していたにもかかわらず、給与システムへの入力もれにより支給しなかったため、66,000円が不足払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

- 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、職員Aについて36,621円、職員Bについて48,085円が不足払いとなっていた。

また、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず勤勉手当を支給したため、職員Cについて77,414円が過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

② 旅費が過払いとなっていたもの

赴任旅費の支払いに当たって、着後手当で支給すべき宿泊料を扶養親族移転料にも加算し、二重に算定したため、73,500円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(県立病院課)

③ 消費税の修正納付に伴い加算税が発生していたもの

消費税を平成17年度分5,993,700円、平成19年度分2,781,200円を修正納付したことにより、加算税を17年度分599,000円、19年度分278,000円を納付していた。

(県立病院課)

[契約]

① 契約事務が適正でなかったもの

- 次期病院内情報システムを、予算の裏づけもなく業者に発注し構築させていた。

また、完成した同システムの賃貸借契約に際し、念書をリース会社に提出しており、結果として、予算の裏づけのない60ヶ月の長期契約を締結していた。 (中部病院)

- 各種情報システムを賃借するに当たって、毎年度、執行伺等の手続きを経て単年度の賃貸借契約を締結しているが、実態は予算の裏づけのない60ヶ月の長期契約を締結していた。

(県立病院課)

② 指名競争入札手続きで留意する必要があるもの

患者給食業務委託に係る複数単価契約（一般食、特別食）の指名競争入札を、各予定単価の範囲内であることを落札の条件としたことから、予定総額の範囲内であるにも関わらず入札不調となり、再度入札後の随意契約で入札額を上回る価格で契約していた。

また、「白衣、病衣及び寝具類の洗濯補修業務委託」に係る指名競争入札において、再度入札でも落札しなかったことから、予定価格（32,259,622円）を上回る価格（33,397,171円）で随意契約していた。
(南部医療センター・こども医療センター)

③ 契約方法について改善を要するもの

臨床検査業務委託（院内委託）及び検体検査業務委託（外注）の複数単価契約を特命随意契約で同一業者と別々に行っていた。

両契約は特命随意契約の理由に乏しいこと、また一括して契約することが合理的と思われることから、特命随意契約の見直しと一括契約を検討する必要がある。

また、固定資産管理システムの操作に係る施設管理業務について特命随意契約を締結しているが、特命随意契約の理由に乏しいので、競争入札に付すことを検討する必要がある。
(南部医療センター・こども医療センター)

④ 委託契約の内容が不適切であったもの

医業未収金に係る初期未納金回収業務委託契約において、八重山病院では、業者による回収額2,669,990円を上回る7,494,734円の報酬額、宮古病院では業者による回収額4,407,721円を上回る5,889,492円の報酬額が、それぞれ支払われていた。

契約に当たっては、報酬額の算定方法の見直しを検討する必要がある。

(県立病院課、八重山病院、宮古病院)

[財産]

① 県有財産の利活用がなされていないもの

企業債残高（看護師住宅を含む）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払っている古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がされていなかった。利活用を検討する必要がある。
(北部病院)

② 行政財産の使用許可手続、使用料の徴収を行っていなかったもの

中部病院は、同互助会に対して行政財産の使用許可手続きを経ないまま、平成15年度に本館2階にプレハブを設置させているが、本来徴収すべき使用料を徴収していなかった。
(中部病院)

(2) 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について努力を要するもの

平成21年度におけるレセプトの過誤による返戻率は0.97%で、前年度に比べて0.1ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(県立病院課、各県立病院)

② 貸借対照表等について修正を要するもの

貸借対照表の「未収金」「企業債」の金額が、関係台帳等の金額と一致していなかった。原因を確認し適正に修正する必要がある。

(県立病院課)

議会事務局

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合、任命権者に届け出なければならないが、これを怠り減額手続がなされなかつたため扶養手当と期末手当合計254,701円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(議会事務局)

教育庁

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過不足払いとなつていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

○ 扶養手当の支給に当たつて支給要件の確認が十分でなかつたため、扶養手当、期末手当及び特地勤務手当合計286,929円が過払いとなっていた。 (石垣青少年の家)

○ 12月期の勤勉手当の支給に当たつて、病気休暇による除算期間を誤つたため、88,642円が過払いとなっていた。 (中頭教育事務所)

○ 6月期の期末手当の支給に当たって、産前産後休暇の取り扱いを誤ったため250,375円が不足払いとなっていた。 (小禄高等学校)

○ 通勤手当の支給に当たって、バスの定期旅客運賃表を見誤って認定したため、59,250円が過払いとなっていた。 (島尻特別支援学校)

② 支出負担行為が遅れていたもの

県指定研究校等委託及び理科支援員等配置事業委託の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであったが、著しく遅れていた。 (義務教育課)

(2) 事務に関する事項

① 職員が不適切に派遣されているもの

職員を公益法人等へ派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に定められた手続きが必要であるが、手続きがなされないまま派遣されている。 (保健体育課)

警察本部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

○ 通勤手当の支給に当たって、3ヶ月定期券の額により認定すべきところを回数券の額で認定したため、47,437円が過払いとなっていた。 (刑事企画課)

○ 研修により月の全日数にわたって通勤しないこととなつた職員の通勤手当について、再び通勤することとなつた月から支給が開始されていなかつたため、90,000円が不足払いとなっていた。 (捜査第一課)

○ 扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかつたため、扶養手当と期末手当合計422,116円が過払いとなっていた。 (石川警察署)

○ 6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、
64,106円が不足払いとなっていた。 (糸満警察署)

各部局共通

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる損害賠償金及び違約金9,701,549,143円が、平成22年3月31日現在、収入未済となっていた。
債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

- ア 土木建築部（道路街路課、道路管理課、河川課、海岸防災課、港湾課、空港課、都市計画・モノレール課、下水道課、住宅課）
- イ 農林水産部（営農支援課、畜産課、農地水利課、農村整備課、漁港漁場課）
- ウ 観光商工部（観光振興課、新産業振興課、企業立地推進課）
- エ 福祉保健部（青少年・児童家庭課）
- オ 教育 庁（施設課、文化課）
- カ 企 業 局（総務企画課）
- キ 病院事業局（県立病院課）